ハ　前号（同号ハに掲げるものを除く。）、第三条第一項第一号イからチまで（同号ルに掲げるものを除く。）、同項第三号ハ若しくは第四条第一項第一号に掲げるものからの防護のために設計した装置又はそのために特に設計した部分品（放射性製剤、生物製剤又は化学製剤のろ過のために特に設計した換気装置及び防護服を含む。）

十　化学製剤、細菌製剤若しくは放射性製剤の浄化のために軍用に設計した装置若しくはその部分品又は当該浄化のために特に配合した化学物質の混合物であって、次のいずれかに該当するもの

イ　第八号イ（同号ハに掲げるものを除く。）、第三条第一項第一号イからチまで（同号ルに掲げるものを除く。）、同項第三号ハ若しくは第四条第一項第一号に掲げるものによって汚染された物体の浄化のために設計した装置又はそのために特に設計した部分品

ロ　化学物質の混合物であって、第八号イ（同号ハに掲げるものを除く。）、第三条第一項第一号イからチまで（同号ルに掲げるものを除く。）、同項第三号ハ又は第四条第一項第一号に掲げるものによって汚染された物体の浄化のために特に生成したもの

十一　第三条第一項第一号イからチまで（同号ルに掲げるものを除く。）若しくは同項第三号ハに掲げる軍用の化学製剤の探知若しくは識別のために特に製造した生体高分子（次のイに掲げるものをいう。）若しくはその製造に用いる細胞株（民生用のもの（農業、製薬、医療、獣医療、環境保全若しくは廃棄物処理用のもの又は食品工業用のものを含む。）を除く。）又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒（次のロに掲げるものをいう。）若しくはその製造に必要な遺伝情報を含むベクター（遺伝物質を親細胞に組み込むための媒介体をいう。）、ウイルス若しくは細胞株（民生用のもの（農業、製薬、医療、獣医療、環境保全若しくは廃棄物処理用のもの又は食品工業用のものを含む。）を除く。）

イ　次のいずれかに該当するもの

（一）酵素

（二）モノクロナール抗体

（三）ポリクロナール抗体

（四）抗イディオタイプ抗体

（五）レセプター

ロ　第三条第一項第一号イからチまで（同号ルに掲げるものを除く。）又は同項第三号ハに掲げる軍用の化学製剤の浄化又は分解のために特に製造した酵素その他の生体化合物であって、人為的な選択又は遺伝子操作により得られたもの

十二　火薬若しくは爆薬若しくはこれらの主成分、添加剤、安定剤若しくは前駆物質となる物質（第二条及び前条に掲げるものを除く。）、軍用燃料又は粉末状の金属燃料（アルミニウムの粉を含み、前条に掲げるものを除く。）であって、次のイからニまでのいずれかに該当するもの（ホに該当するものを除く。）

イ　火薬若しくは爆薬又はこれらの主成分、添加剤若しくは前駆物質となる物質であって、次のいずれかに該当するもの

（一）爆発物であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質の少なくとも一を含む混合物

1　アミノジニトロベンゾフロキサン（別名七―アミノ―四・六―ジニトロベンゾフラザン―一―オキシド又はＡＤＮＢＦ）

2　シス―ビス（五―ニトロテトラゾレート）テトラアミン―コバルト（Ⅲ）パークロレート（別名ＢＮＣＰ）